

令和5年度第1回さいたま市福祉局指定管理者審査選定委員会 議事概要

1 日 時 令和4年7月13日(木) 13時30分～14時40分

2 会 場 議会棟2階 第5委員会室

3 出席者 (委員) 水谷委員長、高重委員、清水委員、竹内委員、山口委員、兼山委員
(所管課) 高齢福祉課
(事務局) 福祉総務課

4 欠席者 品川委員

5 諮問内容と答申結果

選考方法案について諮問を受け、次のとおり答申した。

施設名称	施設数	施設種別	募集方法	指定期間
植水老人憩いの家 外6施設	7	老人憩いの家	公募	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
与野本町老人憩いの家	1	老人憩いの家	公募	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日
老人福祉センター仲本荘	1	老人福祉センター	公募	令和6年4月1日～ 令和11年3月31日

6 議事要旨

(1) 委員長の選任及び委員長職務代理者の指名について

委員長を互選により選任した後、委員長が委員長職務代理者を指名した。

【結果】

委員長には、法律的知識があり、客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員が選任された。委員長職務代理者には、財務諸表に精通し、同じく客観的な立場からまとめていただける方として、水谷委員長から高重委員が指名された。

(2) 選考方法案について

所管課から施設の概要及び指定管理者の業務等について説明を受けた後、質疑応答を行った。

【説明】

① 募集区分1

植水老人憩いの家 外6施設

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市西区大字中野林 174-1 外
- ・規模 延床面積 491.75 m² の一部 外
- ・鉄骨造 2階建て 外
- ・主な施設 ふれあいの間
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設の管理に関する業務
 - ◇施設の運営に関する業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

- ・令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤管理経費等

- ・指定管理料積算額は、5年間で38,910千円

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・法人の経営に関わる役員が社会的信望を有すること 等

⑦ 評価項目

施設の設置目的を効果的・効率的に達成できる体制が提案されることを重視する。

【質疑等】

Q リスク分担として物価・金利変動リスクを挙げられているが、近年は電気代等も非常に高騰している。それらの対応についてはどのように考えるのか。

A まずは指定管理者が負うべきリスクだと考えているが、著しい変動がある場合は状況により協議をさせていただき、必要に応じて変更等を行っていきたい。

【説明】

① 募集区分2

与野本町老人憩いの家

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市中央区本町東 5-17-25
- ・規模 延床面積 980.47 m² の一部

- ・鉄筋コンクリート造 2階建て
- ・主な施設 和室、ラウンジ
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設の管理に関する業務
 - ◇施設の運営に関する業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤管理経費等

- ・指定管理料積算額は、5年間で951千円

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・法人の経営に関わる役員が社会的信望を有すること 等

⑦ 評価項目

施設の設置目的を効果的・効率的に達成できる体制が提案されることを重視する。

【質疑等】

質疑なし

【説明】

① 募集区分3

老人福祉センター仲本荘

② 施設概要及び指定管理者の業務内容

- ・施設所在地 さいたま市中央区本町東 5-17-25
- ・規模 延床面積 683.64 m² の一部
- ・鉄筋コンクリート造 2階建て
- ・主な施設 健康相談室、カルチャールーム、コミュニティホール、事務室（共用）
- ・指定管理者の業務
 - ◇施設の管理に関する業務
 - ◇施設の運営に関する業務
 - ◇その他の業務

③ 指定期間

令和6年4月1日～令和11年3月31日（5年間）

④ 募集方法

公募

⑤管理経費等

- ・指定管理料積算額は、5年間で97,404千円

⑥ 申請資格要件（マニュアルに定められている共通の申請資格を除く。）

- ・事務所の所在地が埼玉県内にあること
- ・法人の経営に関わる役員が社会的信望を有すること 等

⑦ 評価項目

施設の設置目的を効果的・効率的に達成できる体制が提案されることを重視する。

【質疑等】

Q 指定管理料における人件費について、老人憩いの家では計上がないが、老人福祉センターでは計上されている。両者の事業内容にはどのような違いがあるのか。

A 老人福祉センターについては、高齢者の健康増進や各種相談、老人クラブの活動等の固有の業務があるため、その分の人件費として計上している。

Q 評価基準について、どの募集区分も同様の内容になっているが、各々の施設の趣は異なると思っている。結果的に同内容になることに異論はないが、基準の設定に当たって苦慮した部分などはあるのか。

A 苦慮した部分というわけではないが、なるべく多くの高齢者に利用していただけるような提案をいただきたいので、その部分の配点を高くするなどの工夫をしている。

Q 評価に関しては、施設の面積に応じて子ども未来局と福祉局で9対1とする旨の説明があったが、資料の面積を見ると9対1になっていないよう思うが、どのような根拠で決定されているのか。

A 単館の施設で考えると御指摘のとおりであるが、募集区分ごとに複数の施設があり、それらを総合的に考慮した募集区分ごとに評価を行うと考えた場合は、9対1となる。

【結果】

さいたま市案のとおりの方法で選考することが適切であると考え

以上